機密性２情報

事　務　連　絡
令和３年６月９日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担当）
（公　印　省　略）

調査士報告方式における建物価格認定表の取扱いについて

平素は，法務行政につきまして，格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，従来から，複数の用途に供されている建物の表題登記申請につきましては，事後の所有権保存登記申請の円滑処理のため，建物価格認定表（以下「認定表」という。）の提出に御協力いただいているところです。

また，令和元年１０月７日付け法務省民事局民事第二課長依命通知「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて」が発出され，同年１１月１１日から当該取扱い（以下「調査士報告方式」という。）の運用が開始されていますが，調査の結果，提出いただいた認定表が正しい場合には，申請代理人に返却することなく，登記所の表示担当者から権利担当者へ引き継ぐ取扱いに改めさせていただき，本年７月１日から運用することといたしました。

ただし，認定表の返却を希望される場合には，不動産調査報告書（不動産登記規則第９３条ただし書）にその旨記載いただければ，従前の登記完了後，窓口にて交付又は返信用封筒により返却させていただきます。

なお，上記取扱いについては，特例方式及び書面申請においても，同様の取扱いとさせていただきますので，貴会員各位に周知していただきますようお願いいたします。

おって，調査士報告方式により，原本提示の省略及び登記完了証の電磁的記録による交付等，オンライン申請における事務の効率化が大きく前進したことについて，厚くお礼申し上げるとともに，今後のオンライン申請の利用促進にも御協力いただきますよう，併せてお願いいたします。